

地域に密着!

交通指導員



毎日街頭に立ち、交通事故が起きないか、登下校中の子どもたちに危険がないか、目を光らせている交通指導員さんたち。地域の安全のために日々活動している交通指導員さんについてご紹介します。

問合せ先 市民課防災係 ☎2215

みなさんの安全を守る交通指導員を紹介します



西堀政幸
(稲梓地区)



和泉宏
(稲梓地区)



川込明
(稲梓地区)



高橋実
(稲梓地区)



石井文雄
(浜崎地区)



小澤市朗
(浜崎地区)



島崎策二
(朝日地区)



増田與茂長
(朝日地区)



山梨史章
(白浜地区)



鈴木校
(朝日地区)



横山竹男
(稲生沢地区)



藤井康
(白浜地区)

下田市交通指導員協議会は昭和51年4月1日に発足し、現在12名の交通指導員が活動しています。主な活動内容として、登校時の各地区通学路での街頭指導の他、毎年5月に黒船祭のパレード・花火大会、2月に「北方領土の日」記念史跡めぐりマラソン大会の交通整理など、各種行事に応じて地域に密着した活動を行っています。

全国では痛ましい交通事故によって児童の大切な命が奪われています。下田市では、高齢者の交通事故が目立って

いますが、下田市でも同様の事故がいつ起きてもおかしくない予断を許さない状況にあります。このような状況の中、悲惨な交通事故を一件でも減少させるため、交通指導員は毎朝街頭に立ち警察や関係団体と一体となり努力しています。しかしながら、交通指導員の定数21人に対し現在は12名と、年々減少していき高齢化も進んでいます。交通指導員になるには市内在住で、交通安全に熱意があり、区長の推薦等があれば誰でもなること



みんな元気に安心して登校できるね!

11月～12月は滞納整理強化月間!

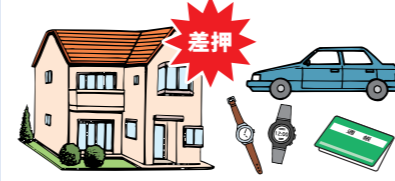


住みよいまちづくりのため、税収確保に全力で取り組んでいます。

市のまちづくりや福祉、教育などの行政サービスは、市民のみならず納めていただいた貴重な市税を財源として行われています。この大切な市税は、多くの方には決められた期限までに納付していただいておりますが、残念ながら様々な理由により滞納をしている方もいます。このようなことから、下田市を始めとする県内の全市町は静岡県と連携をし、11月から12月までの2か月間を『滞納整理強化月間』と定め、徴収の強化に取り組めます。

滞納処分についてお答えします

Q どのような財産を差し押さえるのですか
A 給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバック等）などの財産を差し押さえます



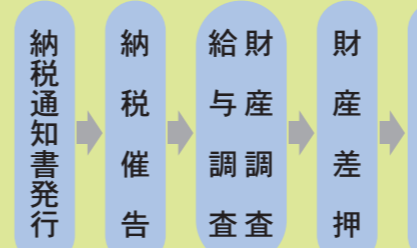
Q どのようにして財産を調査するのですか
A 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などをおこないます



市税の納め忘れはありますか？
納税は、国民の3大義務の一つです。市税も定められた期限（納期限）までに、みなさんから自主的に納めていただくものです。滞納すると本来納めるべき税金のほかに、督促料・延滞金を加算した税額を納付しなければなりません。
市では、納付が遅れると督促状や催告書の送付、夜間電話催告などを行い、速やかに納税していただくよう働きかけています。
しかし、これらの催告に対しても納付や相談がない場合は、納期限内に納付していただいた方との税負担の公平性の観点から、法律の規定に基づき財産の調査をし、差押え

やその財産の公売処分を実施して税金に充当します。さらに徴収が困難な案件などは、滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構に移管をしています。納税者のみなさんは自主納付、納期限内納付にご協力をお願いします。
徴収強化に取り組めます
静岡県下田財務事務所においても、県税（自動車税、個人事業税、不動産取得税など）の滞納者に対して下田市と同様の取り組みをしています。
この『滞納整理強化月間』期間中、下田市及び静岡県は催告や調査、差押などを集中的に実施します。
未納になっていらっしゃる方は、早急に納付をお願いします。

～滞納処分の流れ～



- ◎納税催告
納期限が過ぎても納付しない方に対し、督促状、催告書の送付、電話催告、納税相談を行います。
- ◎財産調査
催告に応じない滞納者の財産について、官公署・金融機関・生命保険会社などに対し調査を行います。
- ◎給与調査
滞納者が給与所得者である場合は、給与と差押をするために、勤務先に対し給与調査を行います。
- ◎滞納処分（財産差押・換価処分）
納期限を過ぎても納付せず、税金を滞納したまま放置しておくと、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく強制的に財産の差押などの処分を行います。

納付は便利な口座振替で！
口座振替は、納め忘れを防ぐ便利な手段です。納期限に指定の預金口座から自動的に振り替えができるので、納付の度に市役所や金融機関へ出向く必要がなく、非常に便利です。
手続方法
口座振替をご希望の方は税務課または市内金融機関（ゆうちょ銀行含）の窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、提出してください。

納税相談をご利用ください！
納税等に関する納税相談を下田市財務事務所及び下田市税務課窓口にて受け付けています。災害、病気、失業、事業の廃止や著しい損失などの事情により納期限内の納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。お気軽にお願いします。
問合せ先
市税のことは
税務課収納係・滞納対策係 ☎2218
県税のことは
下田財務事務所納税課 ☎2019